

処 分 基 準 ( 公 表 用 )

様式第 4 号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法 令 名	公衆浴場法	法令の番号	昭和 23 年法律第 139 号
手 続 名	浴場業の許可取消、営業停止命令 (1 / 3)	根 拠 条 項	第 7 条第 1 項
処 分 基 準	<p>営業者が下記 1～3 のいずれかに該当するとき、知事は①期間を定めての営業の停止、又は②営業許可の取消、の処分を行う。</p> <p>1 法第 2 条第 4 項に基づき許可に際して附した条件に反したとき。</p> <p>2 法第 3 条第 1 項の規定による入浴者の衛生及び風紀に必要な以下の措置を講じなかったとき。</p> <p>(1) 営業者 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項第 1 号の営業を営む営業者 [以下「個室付浴場営業者」という。] を除く。) が講じるべき構造設備の基準</p> <p>ア 浴室</p> <p>(ア) 男女別に設けてあり、相互に見通すことができないこと。</p> <p>(イ) 脱衣室とは、見通すことができるガラス戸又はこれに代わるもので仕切られていること。</p> <p>(ウ) 採光及び換気に有効な窓又はこれに代わる設備が設けられていること。</p> <p>(エ) 照明は、床面において 30 ルクス以上の照度であること。</p> <p>(オ) 浴槽水を十分に供給することにより常に浴槽水を浴槽からあふれさせること。ただし、入浴者ごとに浴槽水を完全に入れ替える場合を除く。</p> <p>(カ) 浴室に供給される湯又は水が飲用できない場合には、給水 (湯) 栓の周囲の見やすい箇所に、飲用不適である旨を表示すること。</p> <p>(キ) 浴槽には、必要に応じ、温度計を備えること。</p> <p>(ク) 洗場の床は、排水が停滞せずに流出できること。</p> <p>(ケ) 適当数の洗いおけ及び腰掛を備えること。</p> <p>(コ) 適当な数の給湯 (水) 栓を設けてあり、湯及び水を十分供給できること。</p> <p>(サ) 放熱パイプを設けている場合は、蒸気、熱気等が直接身体に接触しないこと。</p> <p>(シ) 蒸気箱又は熱気箱を設ける場合は、入浴者が内部から開閉できること。</p> <p>(ス) 浴槽水の水質は次に定める基準に適合すること。ただし、この基準 (濁度及び過マンガン酸カリウム消費量に限る。) により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の全部又は一部を適用しない。</p> <p>濁度～5 度以下</p> <p>過マンガン酸カリウム消費量～1ℓ 中 25 mg 以下</p> <p>大腸菌群～1 ml 中に 1 個以下</p> <p>レジオネラ属菌～100ml 中に 10cfu 未満</p>		
	対 応 区 分	① 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処 理 機 関

処 分 基 準 ( 公 表 用 )

様式第4号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法 令 名	公衆浴場法	法令の番号	昭和23年法律第139号
手 続 名	浴場業の許可取消、営業停止命令(2/3)	根 拠 条 項	第7条第1項
処 分 基 準	<p>イ 脱衣室</p> <p>(ア) 男女別に設けてあり、相互に見通すことができないこと。</p> <p>(イ) 採光及び換気に有効な窓又はこれに代わる設備が設けられていること。</p> <p>(ウ) 照明は、床面において70ルクス以上の照度であること。</p> <p>(エ) 適当な数の脱衣棚又は脱衣カゴを備えて、衣類等を衛生的に保管できること。</p> <p>ウ 便所</p> <p>(ア) 男女別に設けられていること。</p> <p>(イ) 手洗い設備が備えられていること。</p> <p>(ウ) 採光及び換気に有効な窓又はこれに代わる設備が設けられていること。</p> <p>(エ) 照明は床面において70ルクス以上の照度であること。</p> <p>エ その他</p> <p>(ア) 手ぬぐい、くし、かみそり等は、使用ごとに衛生的処置をほどこしたものの以外は入浴者に貸与しないこと。</p> <p>(イ) 脱衣かご、洗いおけ、腰かけ等は、清潔なものを備え、定期的に消毒を行うこと。</p> <p>(ウ) 浴場は、常に清潔を保持し、衛生害虫及びねずみの発生を防止すること。</p> <p>(エ) 浴場の内部は、外部から見通すことができないこと。</p> <p>(オ) 浴場には、風紀を乱す文書、絵画、写真、置物、装飾、設備等を掲げ、置き、又は設けられていないこと。</p> <p>(カ) 浴場では、従業員に風紀を乱すような服装及び行為をさせないこと。</p> <p>(キ) 浴場内の利用しやすい場所に飲料水を供給する設備を設けること。</p> <p>(2) 個室付浴場営業者が講じるべき構造設備の基準</p> <p>ア (1)のイ～エ(アの(ア)及び(イ)並びにイの(ア)を除く)の基準に適合していること。</p> <p>イ 個室の床面積は5㎡以上であること。</p> <p>ウ 各個室への通路は、共用のものであること。</p> <p>エ 個室は、その個室の出入口から見通しのきく構造配置であること。</p> <p>オ 個室の出入口は、幅0.7m以上高さ1.8m以上であること。</p> <p>カ 個室の出入口に扉等を設けるときは扉に鍵をつけないこととし、その扉等の1.8m以下の適当な位置に0.3㎡以上の透明ガラス窓を設ける等の見通しのきく措置をし、かつその見通しを妨げるような遮蔽物を設け、又はその見通しを妨げることができるような設備をしていないこと。</p> <p>キ 個室内の照明の点滅装置はその個室の外に設け、かつ一個の点滅装置で個室内の全部の照明の点滅をすることができること。</p> <p>ク 個室内には、入浴に必要でないものを置かないこと。</p>		
	対 応 区 分	① 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理 機関
			目次 NO

# 処 分 基 準 ( 公 表 用 )

様式第 4 号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法 令 名	公衆浴場法	法令の番号	昭和 23 年法律第 139 号				
手 続 名	浴場業の許可取消、営業停止命令 (3 / 3)	根 拠 条 項	第 7 条第 1 項				
処 分 基 準	<p>3 次のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)</p> <p>(3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</p> <p>(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(8) 役員等(法人にあつては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。))にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。)に(2)から(7)までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人</p> <p>(9) (2) から (7) までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人</p> <p>なお、「営業停止処分の期間」については、個々の事例について具体的に判断する必要があり、処分基準を一律に定めることは困難である。</p> <p>※ ①の処分を行う場合は弁明の機会の付与、②の処分を行う場合は公開の聴聞を行う。</p>						
対 応 区 分	① 聴聞の実施	処 理 機 関	保健福祉事務所	交 付 機 関	保健福祉事務所	目 次 NO	